

事務次官
外務省

丁シア局長
参事官

秘密指定解除
公文書監理室

極秘

北東アジア課

政第3717号

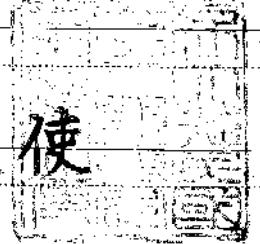
昭和41年11月5日

事件の件で推定され、厚生省担当官と
協定されず。

外務大臣 殿

在大韓民國

木村大使



在日韓国人遺骨送還について

10月6日付 貴信重北第1445号に
関し、

11月4日 崔東北亞州課長は 求めにより
往訪した 三谷 (島本同道) に対し、本件
処理について 次のとおり 述べた趣であ
る。

本件御検討の上 何分の儀 御回示
賜わりたい。

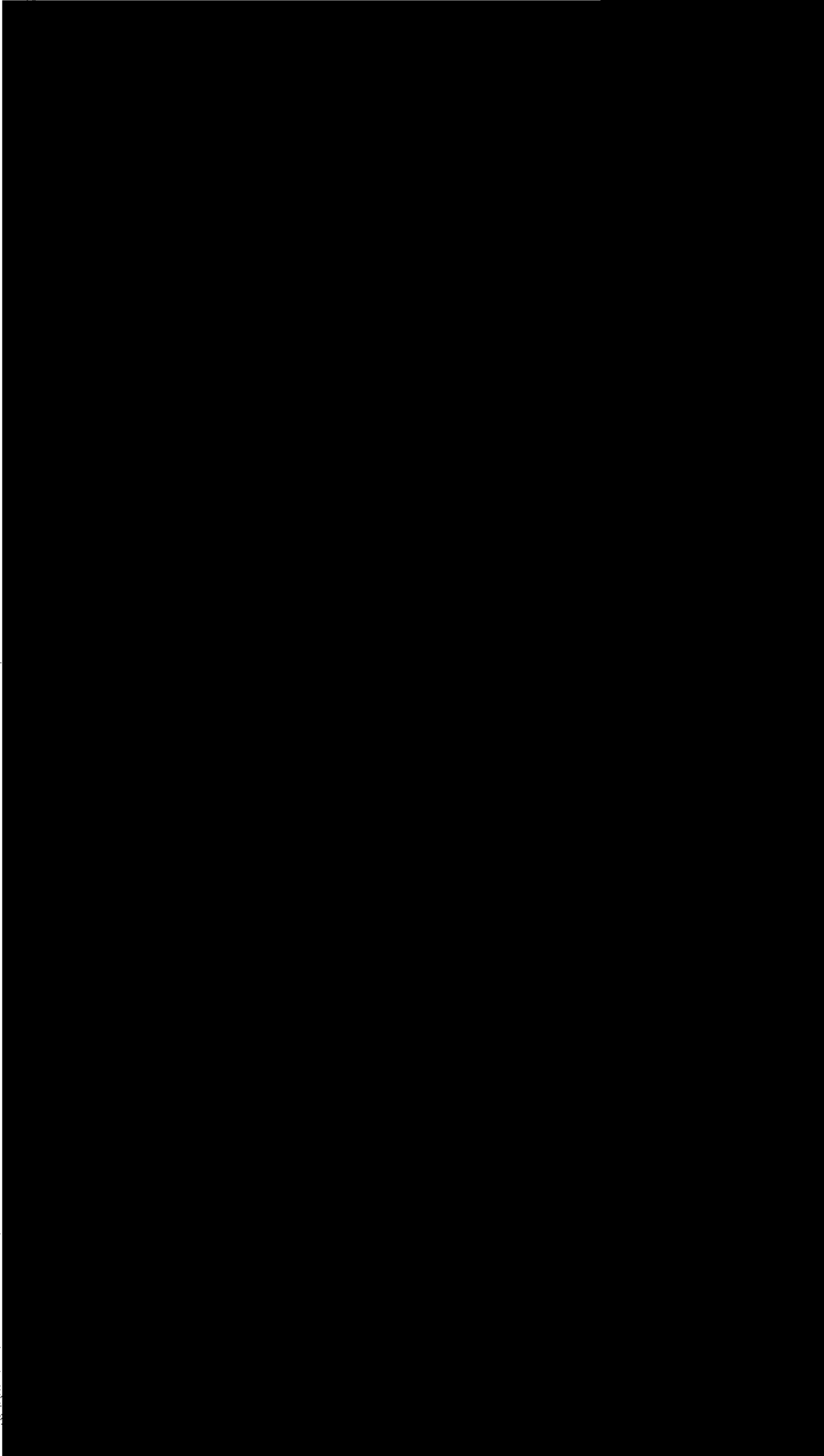


1. 本件に関し韓国政府の原則的な立場には変わりはないが、外務部としては日本側の好意に ~~感謝~~ 感謝しており、在日韓国人遺骨問題をできるだけ早く实际的に解決するため、かねて貴大使館より照会越された英をも含めて種々検討した結果、一応次の試案を作製したのでこれを外務省および関係方面に御連絡、御検討願いたい。

韓国側としてはこの試案に対する日本側の御検討の結果をいただいた上で改めて関係機関が協議して最終的な方針を決めたい。

(1) 遺骨 2331 庄 から北出身の 469 庄

在差引口在 1862 柱 办上心



海

2. 縁故者発見のために相当の期間が必要であるが、半年以内には終了したいと考えている。

3.

4. 日本政府が遺骨を引きわたされる際には、日本国内で慰霊祭等を行なわれると思うが、

ただ、梱包

および韓国までの輸送についての便宜
および経費は日本政府で提供して
いただきたい。